

令和元年度公定価格の改定の取扱いについて

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については国家公務員の給与に準じて算定を行っている。

そのため、**令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与が改定されたことにより、令和元年度公定価格も併せて改定**を行う。



今回の価格改定は、保育士等の人件費を、**1.0%程度引き上げる**(詳細は下表参照)ものであり、**平成31年4月1日から遡及して公定価格の基本分、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ、所長設置加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、チーム保育推進加算、主任保育士専任加算等の単価改定**を行うものである。

《参考》

令和元年度保育所職員の本俸基準額及び人件費

国資料参考

	格付け	本俸基準額 ※1		人件費(年額) ※2	
		令元年度当初	令元年度改定後	令元年度当初	令元年度改定後
保育士	(福)1-29	203,898円	205,530円※3 (+1,632円)	約389万円	※3 (+1.0%)

※1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。

※2 本俸基準額には、俸給額のほか、2%の特別給与改善費を加味

※3 人件費(年額)については、賞与や地域手当を含む人件費(処遇改善等加算Ⅰ及びⅡは除く)、地域手当については、全国平均値を用いて算定

※4 令和元年度改定後の本俸基準額及び人件費(年額)については、未だ国から基本分単価等の内訳が示されていないことから、本俸基準額の算定方法は昨年度に準ずることとし、人件費(年額)については、国通知が公布され次第、御案内します

1. 公定価格の人件費改定における留意事項について

今回、公定価格の人件費改定(+1.0%)程度が行われることに伴い、国家公務員給与改定に係る留意事項が次のとおり示され、内容としては、

保育士等の処遇改善に関し、改善努力の見える化や処遇改善等加算の残額の削減が求められていることを踏まえ、事業者に対して、

- ① 給付増加額の一時金等による職員への確実な支払
- ② 上記改定を加味した次年度の給与表、給与規程等の改定に計画的に取り組むよう要請するとしており、改めて事業者においては、制度主旨を十分理解した上で、適正な執行をお願いする。

2. 公定価格の人件費改定額に係る具体的な対応方法について

(令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

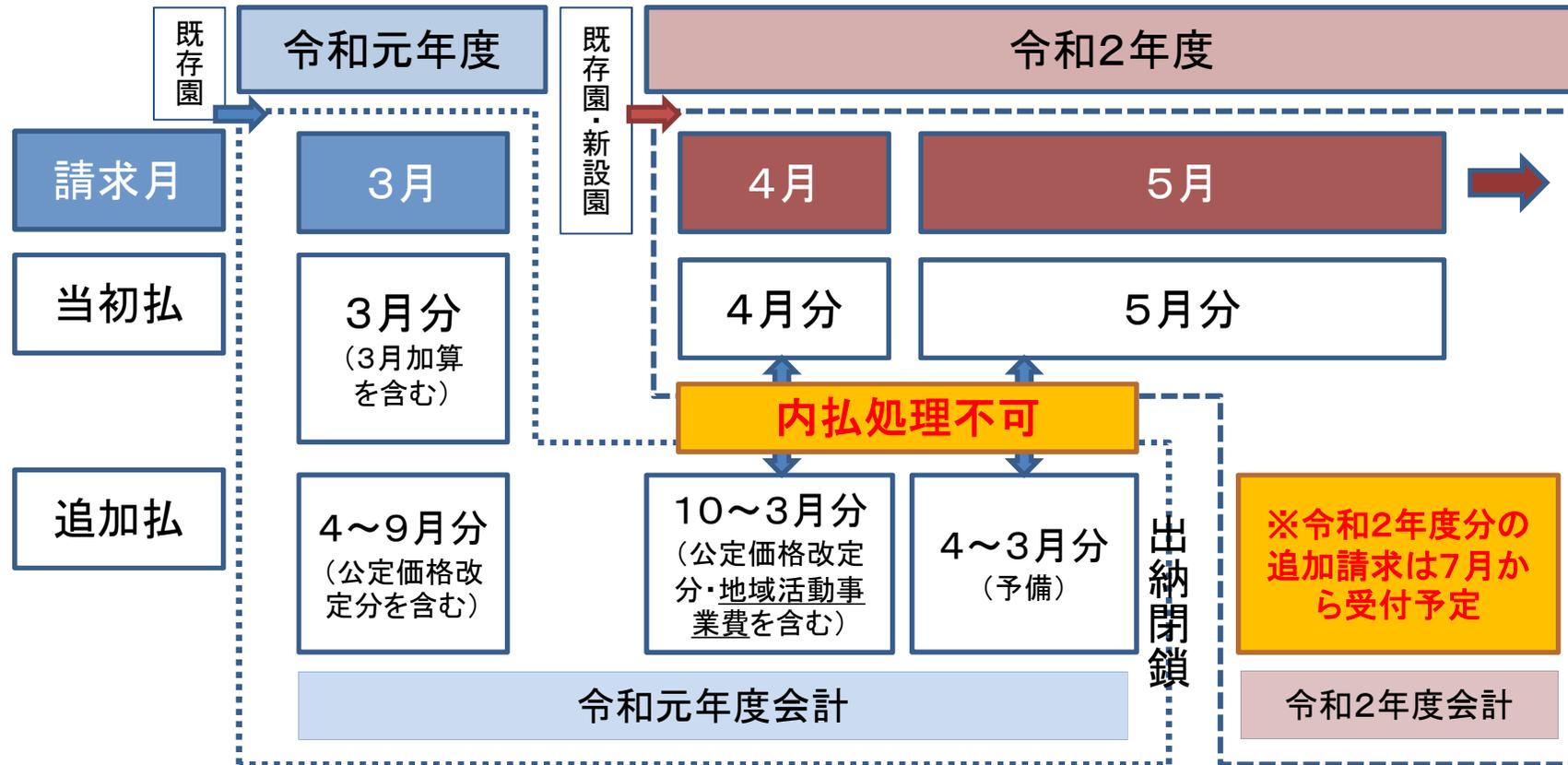
公定価格の人件費額の算定根拠となる国家公務員給与については、令和元年の人事院勧告に伴い次のとおり改定が行われている。

- ① 俸給表の水準の引上げ・・・民間給与との較差を埋めるため俸給月額引上げ
- ② 勤勉手当分の引上げ(0.05月分)・・・いわゆるボーナス較差を埋めるための引上げ

上記改定を踏まえ、**1の考え方**のとおり、各法人において給与体系等は異なるものの、**処遇改善等加算に係る賃金改善要件分とは別にその改定額を、次年度の給与規程(給与表)に反映するなど**、給与への適切な反映を行うよう、お願いする。

※処遇改善等加算の目的は、「長く働くことのできる」職場を構築し、以って質の高い教育・保育を安定的に供給することにあるため、施設全体の賃金水準の底上げを行い、人材の確保や質の向上を図るものとして、毎年の給与規定の改定を前提に制度を構築していることに注意が必要。

令和元年度末及び新年度の給付費等の請求方法について



- ※令和元年度と令和2年度の給付費は、会計年度が異なるため、両者間で内払処理はできません。そのため、**延長保育費等、10~3月の追加分に過払額が生じた時は、別途「戻入納付書」による精算が必要**になります。
- ※公定価格の改定分を含め未請求・未精算分の請求等は**原則4月までに完了するものとし、やむを得ない場合でも5月で終了**とします。以後の令和元年度分の給付費の請求は、いかなる理由があっても認められませんので、御注意ください。
- ※令和2年度分の追加請求は、出納整理期間中は令和元年度分の支払いに注力化する必要があり、また、年度当初は区の支給認定情報も未確定でその確定に時間を要することと令和2年度の処遇改善等加算率の認定が6月末以降となる予定であることなどから、**処遇改善等加算率の変更と併せて7月からの受付予定**といたします。